

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）</p> <p>第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利</p>	<p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）</p> <p>第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号及び第十条の二第一項第十二号において同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が</p>

三 法人その他の団体が他の法人その他の団体と共同して専らコンテンツ事業（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第三項に規定するコンテンツ事業をいい、これに附帯する事業を含む。）を行うことを約する契約に基づく権利であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ（略）

ロ 出資者の全てが、当該権利に係る出資対象事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利のほか、次に掲げる権利のいずれかを有すること（出資者の親会社等又は子会社等が次に掲げる権利のいずれかを有することを含む。）。

(1)（略）

(2) 当該出資対象事業に係るコンテンツの利用（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第二条第二項第二号に掲げる行為をいう。）に際し、当該出資者（その親会社等又は子会社等を含む。以下(2)において同じ。）の名称の表示をし又は当該出資者の事業につき広告若しくは宣伝をすることができる権利

ハ（略）

(略)

2

百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

三 法人その他の団体が他の法人その他の団体と共同して専らコンテンツ事業（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第三項に規定するコンテンツ事業をいい、これに附帯する事業を含む。）を行うことを約する契約に基づく権利であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ（略）

ロ 出資者の全てが、当該権利に係る出資対象事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利のほか、次に掲げる権利のいずれかを有すること（出資者の親会社等又は子会社等が次に掲げる権利のいずれかを有することを含む。）。

(1)（略）

(2) 当該出資対象事業に係るコンテンツの利用（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第二条第二項第二号に掲げる行為をいう。）に際し、当該出資者（その親会社等又は子会社等を含む。(2)において同じ。）の名称の表示をし又は当該出資者の事業につき広告若しくは宣伝をすることができる権利

ハ（略）

(略)

2

(取得勧誘類似行為)

第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 受益証券発行信託の受益証券(法第二条第一項第十四号に掲げる受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、当該有価証券に係る信託の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの(信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。) 当該有価証券に係る信託の委託者が当該有価証券(委託者が譲り受けたものを除く。)を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

四 (略)

五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの 当該有価証券の発行者が当該発行者の設立に当たって準拠した外国の法令に基づいて行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

(取得勧誘類似行為)

第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 受益証券発行信託の受益証券(法第二条第一項第十四号に掲げる受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、当該有価証券に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの(信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。) 当該有価証券に係る信託の委託者が当該有価証券(委託者が譲り受けたものを除く。)を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

四 (略)

五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの 当該有価証券の発行者が所有する当該発行者の設立に当たって準拠した外国の法令に基づいて行う当該有価証券(当該発行者が発行者であるものに限る。)の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

六 法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利であつて、当該権利に係る信託の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの（信託契約が一個の信託約款に基づくものであつて、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約のある金銭信託を除く。）に係るものを除く。） 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

（適格機関投資家の範囲）

第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一・二 （略）

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条に規定する外国投資法人

四（二十二）（略）

二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（口）に該当するものとして届出を行った法

六 法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利であつて、当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの（信託契約が一個の信託約款に基づくものであつて、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約のある金銭信託を除く。）に係るものを除く。） 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

（適格機関投資家の範囲）

第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一・二 （略）

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二十三条に規定する外国投資法人

四（二十二）（略）

二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（口）に該当するものとして届出を行った法

人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。ロ及び第二十四号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ（略）

ロ 当該法人が業務執行組合員等であつて、次に掲げる全ての要件に該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1)（略）

(2) 当該法人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他の全ての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他の全ての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る組合の全ての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る全ての組合員その他の者の同意を得ていること。

二十三の二（略）

二十四 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った個人（ロに該当するものとして届出を行った個人にあつては、業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。）

イ 次に掲げる全ての要件に該当すること。

人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。ロ及び第二十四号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ（略）

ロ 当該法人が業務執行組合員等であつて、次に掲げるすべての要件に該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1)（略）

(2) 当該法人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他のすべての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他のすべての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る組合の他のすべての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係るすべての組合員その他の者の同意を得ていること。

二十三の二（略）

二十四 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った個人（ロに該当するものとして届出を行った個人にあつては、業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。）

イ 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1)・(2) (略)

ロ 当該個人が業務執行組合員等であつて、次に掲げる全ての要件に該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) (略)

(2) 当該個人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他の全ての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他の全ての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る他の全ての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る全ての組合員その他の者の同意を得ていること。

二十五～二十七 (略)

2～12 (略)

(同一種類の有価証券等)

第十条の二 令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

(1)・(2) (略)

ロ 当該個人が業務執行組合員等であつて、次に掲げるすべての要件に該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) (略)

(2) 当該個人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他のすべての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他のすべての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る組合の他のすべての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係るすべての組合員その他の者の同意を得ていること。

二十五～二十七 (略)

2～12 (略)

(同一種類の有価証券等)

第十条の二 令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 (略)

二 新優先出資引受権付特定社債券（令第一条の四第二号ニに規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。） 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 新優先出資引受権（令第一条の四第二号に規定する新優先出資引受権をいう。）の行使により発行される優先出資一口の発行価額及び優先出資に係る利益の配当等の内容

三 社債券（特定社債券（法第二条第一項第四号に掲げる特定社債券をいう。）並びに投資法人債券（同項第十一号に掲げる投資法人債券をいう。以下この号及び第十三条の三第二項第一号において同じ。）、外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び社会医療法人債券（令第二条の八に規定する社会医療法人債券をいう。）を含み、社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。）のうち、前二号及び次号から第六号までに掲げる有価証券以外のもの並びに学校債券 第一号イ及びロに掲げる事項

四・五 (略)

六 社債券で、第一号、第二号及び前二号に掲げる有価証券に表示される権利以外の権利が表示されているもの 次に掲げる事項

一 (略)

二 新優先出資引受権付特定社債券（令第一条の四第二号ニに規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。） 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 新優先出資引受権の行使により発行される優先出資一口の発行価額及び優先出資に係る利益の配当等の内容

三 社債券（特定社債券（法第二条第一項第四号に掲げる特定社債券をいう。）並びに投資法人債券（同項第十一号に掲げる投資法人債券をいう。以下この項において同じ。）、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び社会医療法人債券（令第二条の八に規定する社会医療法人債券をいう。）を含み、社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。）のうち、前二号及び次号から第六号までに掲げる有価証券以外のもの並びに学校債券 第一号イ及びロに掲げる事項

四・五 (略)

六 社債券で、第一号、第二号、第四号及び前号に掲げる有価証券に表示される権利以外の権利が表示されているもの 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

七〇十 (略)

十一 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）及び外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）の受益証券 次に掲げる事項

イハ (略)

十二 投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券 投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第十四項に規定する投資口をいう。次号において同じ。）又は当該外国投資証券に表示される権利（同号において「外国投資口」という。）に係る利益の分配の内容

十二の二 新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下この号及び第十四条の二第二項第三号において同じ。）及び外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券 新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号及び第十四条の二第二項第一号において同じ。）又は外国投資法人（同法第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。）に対する権利であつて新投資口予約権に類するものの行使により発行され、又は移転される投資口又は外国投資口に係る利益の分配の内容

十三 特定目的信託の受益証券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

七〇十 (略)

十一 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）及び外国投資信託（同条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）の受益証券 次に掲げる事項

イハ (略)

十二 投資証券及び外国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。）で投資証券に類する証券 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口又は当該外国投資証券が表示する権利に係る利益の分配の内容

（新設）

十三 特定目的信託の受益証券（法第二条第一項第十三号に掲げる

イ〜ハ (略)

十四〜二十六 (略)

2 (略)

3 第一項第三号の「短期外債」とは、社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。)に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利(以下この項において「振替外債」という。)のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

一〜四 (略)

(権利の発行)

第十四条 (略)

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 受益証券発行信託の受益証券(次号に掲げるものを除く。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ (略)

ロ イに掲げる場合以外の場合(当該有価証券に係る信託の効力

特定目的信託の受益証券をいう。以下同じ。) 次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

十四〜二十六 (略)

2 (略)

3 第一項第三号の「短期外債」とは、社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。)に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利(以下この項において「振替外債」という。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

一〜四 (略)

(権利の発行)

第十四条 (略)

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 受益証券発行信託の受益証券(次号に掲げるものを除く。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ (略)

ロ イに掲げる場合以外の場合(当該有価証券に係る信託行為の

が生ずるときにおける受益者が委託者であるものであって、金銭を信託財産とする場合に限る。） 当該有価証券に係る信託の受託者

ハ (略)

三〇五 (略)

3 第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ (略)

ロ イに掲げる場合以外の場合（当該権利に係る信託の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるものであって、金銭を信託財産とする場合に限る。） 当該権利に係る信託の受託者

ハ (略)

二〇六 (略)

4 第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時

イ 当該権利に係る信託の効力が生ずるときにおける受益者が委

効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるものであって、金銭を信託財産とする場合に限る。） 当該有価証券に係る信託の受託者

ハ (略)

三〇五 (略)

3 第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ (略)

ロ イに掲げる場合以外の場合（当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるものであって、金銭を信託財産とする場合に限る。） 当該権利に係る信託の受託者

ハ (略)

二〇六 (略)

4 第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時

イ 当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者

<p>託者である場合（信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約のある金銭信託を除く。）に係るものを除く。）</p> <p>（ ） 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡する時</p> <p>ロ（略）</p> <p>二、四（略）</p> <p>（新株予約権証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第十四条の二 法第二條第六項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 新投資口予約権証券</p> <p>四 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券</p> <p>2 法第二條第六項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの</p> <p>二 新投資口予約権</p> <p>三 外国の者に対する権利で新投資口予約権の性質を有するもの</p>	<p>が委託者である場合（信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約のある金銭信託を除く。）に係るものを除く。）</p> <p>（ ） 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡する時</p> <p>ロ（略）</p> <p>二、四（略）</p> <p>（新株予約権証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第十四条の二 法第二條第六項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第二條第六項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	--